

物品売払入札心得書

(入札物件)

第1 売払入札する町有物品（以下「本物件」という。）は、別添「売払物品一覧表」のとおりである。

(留意事項)

第2 入札参加希望者は、本物件を縦覧により現物を確認して、本入札心得書の各条項を承知のうえ、所定の入札書により入札してください。

(申込期間)

第3 本物件の入札に参加を希望するものは、平成30年8月9日（木）から平成30年8月22日（水）の（土曜、日曜、祝日を除く）午前9時から午後5時までに、必要書類を添付した入札参加申込書及び誓約書を財政課管財班に必ず持参し提出してください。
なお、提出された一切の書類はいかなる理由があっても返還しません。

(入札日)

第4 入札は、平成30年8月26日（日）午前10時から大槌町役場3階大会議室において行います。
なお、直接入札書持参の上、入札してください。（郵便による入札は不可）

(法令上の制限等)

第5 入札者は、入札参加するに当たり本物件の法令上の規制等を熟知のうえ、参加してください。

(遵守事項)

第6 入札者は、本物品売払入札心得書のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければなりません。

(入札に参加することができない者)

第7 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (4) 大槌町民においては町税の滞納がある者
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定された町の公有財産に関する事務に従事する本町職員
- (6) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から3年間を経過していない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (7) 未成年者

(委任)

第8 入札申込者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状（別紙5）を提出してください

い。

(入札書の書き方等)

- 第9 入札書には、入札者の住所・氏名を記入のうえ押印するものとし、また、金額は、アラビア数字（1，2，3，0）の字体を使用し、本物件の価格の総額（それに係る消費税及び地方消費税の額を含めた金額）を記入してください。
- 2 同一物品で売払い数が複数の物品への入札で、複数分入札する場合はその個数を記入して下さい。なお、その際記載する金額は1個当たりの金額を記載して下さい。
 - 3 入札書は、町の担当者の指示に従い、会場に設置された入札箱に入れてください。

(入札書の書き換え禁止等)

- 第10 入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することができません。

(開札)

- 第11 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行います。

(入札の無効事由)

- 第12 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札、又はその権限を証する書面を提出せず、本町の確認を得ないで代理人がした入札
 - (2) 最低売却価格に達しない金額での入札
 - (3) 指定の日時までにしなかった入札
 - (4) 入札者の記名押印がない入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (7) 入札者又はその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
 - (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札
 - (9) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - (10) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の変更)

- 第13 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行担当職員は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがあります。
- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがあります。
 - 3 前各項の場合において、入札者は異議又は苦情を申し立てることはできない。また、入札者が損失を受けることがあっても、町はその補償の責を負いません。

(落札者の決定及び取消)

- 第14 落札者の決定は、次の方法により行います。
- (1) 最低売却価格以上の価格で入札した方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。ただし、同一の売払いする物品が複数の場合、その数量に充るまで最高価格に一番近い金額で入札した方を落札者とします。
- また、同一物品に売払い数が複数ある場合、同一の入札者が複数分入札することを可とし

ていることから、同一物品で、売払い数が複数の物品全てを落札する場合があります。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした方が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

なお、入札者はこのくじ引きを辞退することができません。

(3) 落札者がある権利を放棄した時、第15の物品売買契約を締結しないとき、又は不正な行為があったときは、落札を取り消すものとします。

(4) 前項の規定により落札を取り消された者は、落札した金額の100分の5に相当する額の違約金を支払いいただきます。

(契約の締結)

第15 落札した本物件（以下「契約物件」という。）に係る売買契約は、物品売払決定通知（別紙6）を受けた日から14日以内に、担当課において、物品売買契約書により締結します。

(売買代金の納付)

第16 落札者は、契約締結日に、町の発行する納入通知書により売買代金を一括払いしていただきます。

(風俗関連営業等の禁止)

第17 落札者は契約物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は供しようとする者に譲渡することができません。

2 落札者は、契約物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。また、当該暴力団及びその関係者に所有権を移転し、又は譲渡をすることができません。

(違約金)

第18 落札者は、第17に規定する義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として甲の指定する期限（以下「支払期限」という。）までに、町に支払わなければいけません。

(所有権の移転時期)

第19 契約物件の所有権は、売買代金を完納したときに町から落札者に移転するものとします。

(名義変更手続き及びその費用)

第20 落札者は、契約物件に名義変更手続きが必要な場合、第19の規定により契約物件の所有権が移転した後、速やかに町に対し譲渡証明書等名義変更に必要な書類の交付を請求するものとする。

2 落札者は、町から交付された譲渡証明書等により、遅滞なく名義変更手続きを行うものとします。この場合に必要な費用は、落札者の負担となります。

(引渡し)

第21 契約物件は、第19の規定によりその所有権が移転したときに、町から落札者に対し契約物件の所在場所において現状のまま引渡しを行うものとします。ただし、第20第1項に規定する名義変更手続きが伴う場合、町は、第20第2項の規定による名義変更手続きの完了が確認できたときに、遅滞なく、契約物件の所在場所において現状のまま落札者に引き渡すものとします。

2 落札者は、契約物件の引渡しを受けたときは、町の定めるところにより、直ちに受領書を町に提出するものとする。

3 契約物件の所在場所からの運搬及び運搬等に必要な費用は、落札者の負担とする。

(危険負担等)

第22 落札者は、契約物件の引渡しの日までの間において、町の責めに帰することができない理由により契約物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担となります。

(瑕疵担保責任)

第23 町は、この契約締結後、契約物件に対し瑕疵担保の責任を負わないものとします。

2 落札者は、引渡しを受けた契約物件に隠れた瑕疵を発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売買代金の減額を請求することができません。ただし、当該契約が消費者契約法の適用を受ける場合、町は契約物件の引渡しの日から1年間に限り売買代金の返還の責を負うものとします。

(公租公課等)

第24 契約物件の所有権移転に要する費用、代金完納後の公租公課等は、落札者の負担となります。

(提出書類に使用する印鑑)

第25 落札者が提出する書類には、入札参加申込書に添付する印鑑証明書により証明される印章を使用してください。

(契約内容の公表)

第26 契約を締結したものについては、その契約内容(品名、数量、契約日、契約金額)を公表する場合があります。

(異議の申し立て)

第27 入札者及び落札者は、入札後、この入札心得書、入札案内書、入札物件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(その他)

第28 上記に定めるもののほか、大槌町財務規則に定めるところによるものとします。